

# 神戸市軽自動車税（種別割）課税免除について

神戸市では、令和4年度の軽自動車税（種別割）より、標識の交付を受けている軽自動車等であっても、一定の要件のもと「商品である軽自動車等」として、申請により課税を免除します。なお、令和3年度以前分の軽自動車税（種別割）は、対象になりません。

## 1. 対象となる車両（次の要件をすべて満たすこと）

- ① 4輪、3輪、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車（原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。）であること
- ② 販売を目的として取得し、保有していること
- ③ リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業の用に供されているものでないこと
- ④ 取得時における走行距離と賦課期日現在又は申請時の走行距離の差が100km未満であること
- ⑤ 賦課期日現在において、車両の所有者・使用者・納税義務者が同一であって、古物営業の許可を受けており、かつ、中古軽自動車等を販売することを業としていること

## 2. 手続き方法

- ① 申請期間  
賦課期日の属する年度の4月1日から同月7日（土日である場合は翌開庁日）
- ② 申請方法  
本市が運営する電子申請システム（神戸市スマート申請システム）により、スマホ、パソコンを使用した電子申請よることを原則とします。  
ただし、この方法による申請が困難な場合は、神戸市軽自動車税（種別割）課税免除申請書を郵送する方法でも可能です。  
（申請書はホームページからダウンロードできます。）
- ③ 添付資料
  - ・ 古物商許可証の写し
  - ・ 帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録した古物台帳の写し
  - ・ 賦課期日現在の走行距離が分かる写真

## 3. その他

- ① 申請期間以降の取扱い
  - ・ 申請期間を過ぎても翌年3月31日までは受付可能です。
  - ・ 申請期間を過ぎた場合、納税通知書が送付される場合があります。
  - ・ 対象車両について、口座振替や納付書で納付された場合、他の税目に未納が無ければ還付します。

# 電子申請の方法について

## 1. 利用者登録（令和4年4月1日以前でも登録可能）

- ① 神戸市スマート申請システムで検索  
又は右のQRコードを読み込む
- ② 「新規登録」をクリック
- ③ 「事業者として登録する」を選択
- ④ メールアドレスを入力し「登録する」をクリック
- ⑤ 登録したメールアドレスに本登録用の認証コードを掲載したメールが到達
- ⑥ 認証コードを入力
- ⑦ パスワード、法人名称、代表者氏名、住所、電話番号など利用者情報を入力し登録



神戸市スマート申請システム

## 2. 申請手続き開始

- ① 神戸市スマート申請システムからログイン
- ② （利用者登録をした）IDとパスワードを入力
- ③ 事業者向け手続きを選択
- ④ 手続き一覧の中から、「軽自動車税（種別割）課税免除申請【商品車】」を選択
- ⑤ 法人名称、代表者は利用者登録された情報が表示
- ⑥ 対象車両の車両番号、取得年月日、取得時及び賦課期日の走行距離の入力
- ⑦ 古物台帳、賦課期日現在又は申請時の走行距離がわかる写真を添付
- ⑧ 複数車両を入力する場合は、古物商許可番号の入力および古物商許可証の写真の添付は1台目のみで可能
- ⑨ スマホの場合は添付書類を写真撮影機能によることも可能
- ⑩ 申請台数分繰り返し入力

## 3. 手続き状況の確認

- ① 登録したメールアドレスに手続きの状況がメールで届きます。
  - ・入力後に「申請番号」を送信
  - ・内容審査後不備がなければ「受付完了」
  - ・内容審査後不備があれば「不備があります」
- ② 神戸市スマート申請システムにログインし、マイページからこれまでの申請の履歴を確認することができます。

問合せ先：神戸市 法人税務課 軽自動車税担当  
神戸市長田区二葉町5丁目1-32  
新長田合同庁舎2階

電話：078-647-9399

eメール:keiji@office.city.kobe.lg.jp